

COP 5 の概要と速報

IGES 松尾 直樹¹

概要と感想

交渉会議

1999年11月5日、二週間の会期を終え、166か国の参加のあった気候変動枠組条約第5回締約国会議(ボン)は閉幕した。参加者は4000人以上、60人以上の大臣の参加があった。京都でのCOP3、ブエノスアイレスでのCOP4と異なり、最終日をオーバーして交渉されることもなく、スムーズに議事進行が行われた。

COP5は、京都メカニズムやシンク(吸収源)などの「京都議定書の運用則」を定めるCOP6に向けての通過点であり、種々の決議事項も、予想されたように、主としてCOP6までのプロセスを規定したものであった。その意味で、COP6は、京都に匹敵する重要な会議である。

重要ないくつかの項目を簡単に振り返ると、以下のようなものであった。

1. 今後のスケジュールとして、COP6は2001年に遅らすという米国の主張は通らず、2000年11月13-24日の開催が決定した(ハーグ)。それまでに、通常1回の交渉会議として補助機関会合を、SB12(6月5-16日)とSB13(9月4-15日)の2回設けることとなった(非公式部分を含む。アドホック交渉会議の設置は行われなかった)。その他、京都メカニズム、遵守問題、気候変動の悪影響などのイシューにおいてワークショップ等が開催される(時期は未定)。
2. 議定書の運用則を定めるCOP6と議定書発効(2002年を目標とする発言が多かった)に向けて、ハイレベルでのかなり明確な政治的モーメントが得られた。日本提案のようなファシリテータの設置の可能性など、COP5の議長権限で交渉成功へのプロセスが強化されることになると予想される。ただ、COP6におけるCoW(全体会議)設置の可能性は低いであろう。
3. 京都メカニズムや遵守問題は、技術的課題などを、ワークショップの形で交渉から少し切り離して議論することとなった。COP5のコンタクト・グループにおいては、これらは、かなり建

¹ E-mail: n_matsuo@iges.or.jp

設的な意見が交わされた(ただ政治的にクリティカルな点に関する議論は避けられた)。COP 6 における運用則の決定に向けて、なおクリアすべき課題は多いが、それなりの前進が見られたと言えよう。

4. 吸収源問題は、COP 4 の決議(COP 6 で決定)を追認した形だが、詳細決定を遅らせようとした決議に「まった」をかけた日本の発言が光った。議定書 3 条 3 項, 3 条 4 項に関して、2000 年 5 月の IPCC の特別報告書を科学的インプットとして、その政治的判断を目指し、2000 年 6 月の SB 12 から交渉が開始される。
5. 途上国の参加問題は、アルゼンチンの自主目標の提案(経済成長率の約半分を GHGs 排出目標とする)、カザフスタンの Annex I 国参加意思表示などの動きがあったが、決定事項はなく、先送りとされた。途上国の結束などに関する政治的に微妙な点を含んでいるため、他の問題への波及効果が懸念される。
6. COP 4 から表面化してきた発展途上国間の意見の対立が、特に産油国の孤立化という形で顕在化してきたことは、今後の交渉の促進に役立つであろう。特に、AOSIS における、条約 第 4 条 8 項と 9 項の分離、ならびに産油国への補償基金への反対意見は、ブエノスアイレスから顕在化してきた「G77+中国」の中の不協和音を加速させた。
7. その他、先進国、途上国ともに国別報告書や排出量などの報告ガイドライン関連の決議があった。

総括すると、COP 5 自身はおおむね成功といえようが、1 年後に迫った京都フレームワークの運用則を決める COP 6 に向けて、まだ越えなければならないハードルは高い(Y2K 問題と称されることもある)。

京都以来、京都メカニズムに関する理解は急上昇しているが、supplementarity 問題のような政治的イシューとなってきた課題もあり、今後の交渉の阻害要因になりうる²。また、遵守問題の議論は非常に建設的であったものの、まだ緒についた段階である。これらは、技術的課題をワークショップでほぼ解決案メニューの選定を行い、COP 6 においては政治的課題に集中できるようにすることが望まれる。COP 6 では、他の大きな課題であるシンクの決議も残されており、かなり厳しい交渉になることは必至であろう。

さらには、気候変動枠組条約およびリオ地球サミットから 10 年後の 2002 年における議定書発効は、各国の国内制度整備問題があるため、かなり道が険しいと言わざるをえない。この発効問題には、米国大統領選および今後の議会の対応が大きな影響を及ぼす。日本の場合も、なるべく早く、批准できるだけ政策措置の検討作業に取りかかる必要がある。OECD 各国では、国内排出権取引制度、各種課税措置なども実施見込みの国などもあり、具体性を持った議論が必要であろう。

今後の 1 年間は、京都議定書制定までの道のり同様、今後の地球温暖化問題への対応の鍵をにぎるものとなる。

² この点に関して、米国が EU 提案を受け入れることは、国内産業界や議会のことを考えると、まず考えられない。EU 域内でも意見は分かれているのも事実であろう。

スペシャル・イベント

なお、COP 5 の交渉会議と並行して行われた各種団体による「スペシャル・イベント」では、いくつか注目できるものがあった。まず、IGES は、USIJI の Director で IGES 客員研究員であった Robert Dixon の編纂による UNFCCC AIJ Pilot: Experiences and Lessons Learned の書籍の紹介を行った。これは、AIJ の経験や CDM への移行に関して、世界中のこの道の専門家が執筆したため、かなり有用なものとなると期待される。

UNIPEDE と EURELECTRIC は、IEA の協力で、かなり具体的な排出権取引制度の実験の成果を行った。欧州における仮想的な電力会社間の取引シミュレーションで、排出権取引（フォワード取引あり）だけでなく電力の取引も組み込まれた現実に近い状況で行い、かなりコスト削減効果などの取引のメリットが検証された、すぐに市場取引に慣れることができることが確かめられたこと以外に、参加電力会社自身の capacity-building などにも役だったといえよう(<http://www.unipede.org/>, <http://www.eurelectric.org/>)。

EDF と EMA は、Emissions Trading Education Initiative として、ハンドブックを紹介した。これには、米国の SO₂ 取引の「実例」に基づいた市場の活用方法などが記載されているため、取引制度運用のイメージをつかむにはかっこうのものである(<http://www.etei.org/>)。

Environment Financial Products の Michael Walsh は、小さな CDM プロジェクトを促進する方法として、いくつかの「出来合い」の手続き規則や方法論などを作成し、取引コストの大きさがネックになるこれらのプロジェクトの促進案を提案した。アイデアとしては、わたしの提案しているベースラインの標準化(COP 5 で配布)と近いものである。

その他

もうひとつ、会場で特に大々的に宣伝されることはなかったが、この COP 5 の会期中に、英国が国内排出権取引提案を作り上げることに成功した(実施は 2001 年 4 月で Climate Change Levy と同時)。この提案は、ノルウェー同様、産業界主導であるという点に加え、国内排出権取引、税金、自主協定の 3 つが相互作用しているという点で、たいへん興味深いものとなっている。

決議事項

今後のスケジュール (2/CP.5)

- SB 12: 2000年6月12-16日(非公式会合を入れると6月5-16日; ボン)
- SB 13: 2000年9月11-15日(非公式会合を入れると9月4-15日; ボン)
- COP 6 (SB 14): 2000年11月13-24日(ハーグ)
- SB 15: 2001年5月21-6月1日
- COP 7 (SB 16): 2001年10月29日-11月9日
- SB 17: 2002年6月3-14日
- COP 8 (SB 18): 2002年10月28日-11月8日
- SB 19: 2003年6月2-13日
- COP 9 (SB 20): 2003年12月1-12日

ブエノスアイレス行動計画の実施 (1/CP.5)

- COP 6における議決を行えるように、準備を十分に(補助機関)。
- ビュローの助けで、補助機関へのガイダンス、すべての問題に関する交渉プロセスの強化、COP 6における効果的な機関の勧告(COP 4 プレジデント)
- 準備的作業、実質的、途上国の参加の適切な財政的支援(すべての国)
- ワーク・プログラム実施のための必要な arrangements と実質的なサポート(事務局長)

京都メカニズム (14/CP.5)

- 議長 consolidated text FCCC/SB/1999/8, Add.1 の改訂版作成。
- 各国による追加的コメント(2000年1月31日まで)
- Inter-sessional meetings と workshops の開催(時期未定(3月?6月?))

共同実施活動 (13/CP.5)

- レビュー・プロセスは終了するもののパイロット・フェーズは継続(地域的アンバランスを考慮)
- 共通の報告様式 FCCC/SB/1999/5/Add.1 の改良案を要請(2000年3月31日まで, SB 13ま

でに事務局が改良版を作成)

- 第4回年次報告のため、参加各国は共通様式で追加的情報を報告(2000年6月30日まで)
- プロジェクトの当事国は、ジョイントで報告書を作成すること

遵守メカニズム (15/CP.5)

- 8.CP/4 の決議に則り、Joint Working Group は継続審議
- JWG が COP 6 で議決できるように、COP 6 までに最終報告を作成

シンク (16/CP.5)

- COP 6 において、COP/MOP 1 に向けてのドラフト決議を行う(9.CP/4 の追認)
- COP 7 以降のさらなる関連決議の可能性も示唆

キャパシティー・ビルディング (10/CP.5, 11/CP.5)

- 財政面、技術面のサポート: GEF および二か国, 多国間機関
- 既存の行動のアセス → COP 6 で包括的な決議
- Non-Annex I, EIT 国による、各国のニーズとプライオリティーの提出(2000年3月1日)
- Annex II 国による国別通報の当該情報の補足(2000年3月1日)
- 国際機関による既存の行動の提供(2000年3月1日)
- これらの compilation(事務局)
- SB 12 までのワークショップの検討(事務局)
- 途上国のキャパシティー・ビルディングのニーズは Annex に記載.

技術移転 (9/CP.5)

- Consultative プロセスを COP 6 まで延長.
- 2000 年はじめまでに地域的ワークショップを開催(SBSTA 12 で報告)
- 2000 年 8 月に SBSTA 議長が consultative プロセスに関して各国との consultation を持つ
- SBSTA 13 で、SBSTA 議長が consultative プロセスの報告を行う(COP 6 での決議を目指す)

Adverse Effects (12/CP.5)

- Article 4.8, 4.9 を実施するプロセスを継続. COP 6 およびそれ以降に評価する
- プロセスの中で、Article 4.8 や、特に低開発途上国の特別の事情に応じた行動として、どの

ようなものが必要かを同定する

- SB 12, 13において、特に Article 4.9 の低開発途上国への配慮を行いながら、特に例示の最初の行動に関して、検討を続行する
- 特に adaptation を対象としたワークショップの開催と、特に compensation を対象としたワークショップの開催(ともに 1 回, 連続開催, 2000 年 3 月まで, SB 12 で報告)
- COP 6 で、議定書 Article 3.14 の検討続行

Annex I 国別通報のガイドライン (3/CP.5, 4/CP.5, 6/CP.5)

- FCCC/SBSTA/1999/6/Add.1 のインベントリーガイドラインの採択(毎年 4 月 15 日までに提出)
- ガイドライン利用にあたっての共通フォーマット関連情報の報告(2001 年 7 月 1 日まで;各国)
- インベントリーガイドラインは、各国の経験、IPCC からのインプットをもとに、その使用方法を記した報告書を事務局が用意.
- インベントリー報告の共通フォーマット見直しは SBSTA 15 で検討. COP 7 での決定を目指す
- インベントリーの技術的 review は、2000 年、2001 年を試行期間とし、ガイドラインを採択(FCCC//CP.1999/L11/Add.1)
- 上記ガイドラインに基づき、2000 年からの毎年のチェックを、最初、事務局が行う
- ボランタリー・ベースで、いくつかの Annex I 国の review を実際に行う(複数の review の方法を行う; 年間 5-7 件のデスク・レビュー, 2 件の centralized reviews, 3-4 件の in-country reviews)
- 2003 年にすべての Annex I 国の最初のレビューを行う
- FCCC//CP.1999/L.3/Add.1 の報告書全体のガイドラインの採択
- 次回(第 3 回)の通報は 2001 年 11 月 31 日まで

Non-Annex I 国別通報 (7/CP.5, 8/CP.5)

- 未提出の国はできるだけ早く提出
- 第 1 回の compilation FCCC/SBI/1999/11 に引き続き、2000 年 6 月 1 日までに最初の通報を提出した non-Annex I 国の 2 回目の compilation を、SB 14 までに作成する(事務局)
- 報告のガイドライン審査作業開始(COP 7 で改訂を目指す)
- COP 7 までに 2 回目の通報を行う意志のある国は、改訂前のガイドラインを用いる
- GEF の資金援助あり(2 回目の通報)
- 通報の頻度は COP 7 で決定
- 専門家による consultative group を non-Annex I から作成. 作業内容は COP 7 で再考(当面の作業内容は Annexn 記載)

Research and Systematic Observations (6/CP.5)

- ワークショップの開催
- UNFCCC//CP./1999/L4/Add.1 の報告ガイドラインを採択. Annex I 国は国別通報の中で, Non-Annex I 国はボランタリーベースで報告を行う